

○文部科学省告示第百五十八号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月十四日

文部科学大臣 中川 正春

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示
第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「人数の増加」の下に「又は各都道府県における医療を確保するために特に
必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加」を加え、同条第二項中「八千九百
三十三人」を「九千四十九人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。	第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。	
一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加	一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加	一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加
二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担当する場合の当該医学部における三人以内の増加	二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担当する場合の当該医学部における三人以内の増加	二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担当する場合の当該医学部における三人以内の増加
三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加	三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加	三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加
2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る	2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る	2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る

入学定員等の合計数の見込みが九千四十九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

入学定員等の合計数の見込みが八千九百三十三人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。